

「日本語教育の参照枠」一次報告（案）」に関する 国民からの意見募集の結果について

「日本語教育の参照枠」一次報告（案）」について、国民の皆様に御意見の募集を行いました。主な意見は別紙のとおりです。頂いた御意見につきましては、一次報告（案）の取りまとめの参考にさせていただくとともに、今後の施策の検討や推進の参考にさせていただきます。なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

今回の御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 国民からの意見募集の概要

- (1) 期間 令和2年7月1日（水）～令和2年8月3日（月）
- (2) 告知方法 文化庁ホームページ，e-GOV等
- (3) 意見受付方法 文化庁ホームページ，e-GOV等に掲載

2. 意見の提出状況

意見総数 ： 66件 （240項目）

<参考>内容ごとの意見の内訳

報告案 該当箇所	意見数
Ⅰ 「日本語教育の参照枠」に関する審議について	
1. 現状と課題	13
2. 「日本語教育の参照枠」について	33
3. 「日本語教育の参照枠」の枠組みとしてヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考とすることについて	31
4. 一次報告（案）の検討範囲	3
Ⅱ 「日本語教育の参照枠」について	
1. 構成	47
2. 日本語能力観と六つのレベル，全体的な尺度，言語活動別の熟達度	11
3. CEFR活動Can-do一覧，CEFR方略Can-do・テキストCan-do一覧，CEFR能力Can-do一覧	16
4. 漢字の扱いについて	38
5. 令和2年度以降の検討課題	5
Ⅲ 参考資料について	3
その他意見	40

「日本語教育の参照枠」一次報告（案）」に関する 主な意見の概要

※本概要は、寄せられた意見に基づいて、事務局の責任において作成したものである。

I 「日本語教育の参照枠」に関する審議について

1. 現状と課題

- 冒頭に「本報告（案）は、（中略）全ての日本語教育関係者が参照することにより」とあるが、ほぼ日本国内の状況に関しての記述のみになっているのではないか。
- 「標準」と「参照枠」の違いを押さえた上で、なぜ「標準」ではなく、「参照枠」を作成しようとするのかを明記すべきではないか。
- 国内における、生活、就労、就学・進学、学術研究、子育て等の領域についての日本語能力を測る指標がなく、民間試験等によって測られていることは問題である。国内外の日本語教育を受ける人々のための共通の「参照枠」が必要で、国として示す方向で動き出したことは意義がある。
- 課題とされる「統一された判定基準の必要性」に対して解決策として提示された「参照枠」は、目標設定を学習者個人に委ねており、課題に答えるものになっていないのではないか。
- 「JF 日本語教育スタンダード」には、（中略）C1, C2 レベルの日本語能力の Can-do リストがない。」について、JF スタンダードには C E F R の Can-do と JF Can-do がある。後者は C1, C2 の Can-do は未だないが、前者には含まれている。また、「…学習者が…現在、日本語に関する指標は存在しない。」について、JF 日本語教育スタンダードや JLPT は現在ある指標と言える。

2. 「日本語教育の参照枠」について

- 「日本語教育の参照枠」の三つの柱について賛成する。ただし、1.2.3 がどのような関係にあるのかを示すべき。また、ここに示された理念が日本語教育関係者だけでなく、日本社会全体に行き渡るようにしなければ、I-1 で示された課題は解決することはできないのではないか。

- 「日本語学習者を社会的存在と捉える」とあるが、どういう社会的存在となるのか、の部分がないのではないか。目指す社会について外国人との共生の在り方などを示すと、より人々に受け入れられやすいものになるのではないか。「理念」の拠り所、つまり誰を対象として（海外も含むのか日本国内だけか）、どのような社会の実現を目指すのかを明記していただきたい。
- 「多様な日本語使用を尊重する」が分かりにくい。日本語の方言も尊重していくということか。日本語を母語としない人たちの日本語の部分的能力を尊重していくということか。
- C E F Rでは、「学習者」と記述した名称をその言語の「使用者」と明記する。「三つの柱」の1.も「従来の「学習者」を言語の使用者と考え、社会的存在として捉える」のように明言すべきではないか。
- C E F Rでは言語活動として「受容」「産出」「相互行為」「仲介」の四つを挙げているが、ここでは「言語活動として、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」、「書くこと」の五つを設定」となっており、整合性を確認する必要があるのではないか。
- 「日本語を教える際にも、ある教育活動を行うために日本語のみを使うように勧める」の部分は、誤解を招かないか。学習者の適否を認めない一方的な押し付けを否定する趣旨なのだろうと理解したが、直接法の現場を否定することにならないよう配慮ある表現にする必要があるのではないか。

3. 「日本語教育の参照枠」の枠組みとしてヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考とすることについて

- C E F R 2001 年版では、その適用、対象範囲は外国語教育とされていた。しかし C E F R 2020 年版が冒頭で認めるように、その影響は外語教育を超えて、第一言語、母語教育にまで及んでいる。これは近年の移民などの増加に伴い、統合を考えた結果である。「日本語教育の参照枠」も、こうした動きに並行するものと理解できる。「生活者」の生活する社会を明確に捉え、ここでの日本語教育が、外国語教育なのか第二言語なのかを意識して、場合によっては両者の間に比重の差を設けることも考えるべきではないだろうか。

- C E F Rを「国際的な枠組み」としているが，C E F Rは欧州内の政策ツールとして開発されたもので，世界規模で用いられることを目的としていない。
- この参照枠が，国内の言語マジョリティである日本語母語話者に対して訴えるものとしても機能してほしい。
- コンセプトはよいが，運用面・実施後の問題は多い。運用できる人材育成までをセットで考えていただきたい。
- C E F R 2018 年版の分析も必要ではないか（2020 年版が公式に出版されている）。C E F R 2018 年版も参考に能力記述文を充実させていってほしい。
- 日本語指導が必要な児童生徒の日本語教育にも役立つ。子供の母語保持が日本語能力に与える影響の重要性は，文科省内でも長年にわたり言及されてきた点であり，その知見も反映させるべきである。
- 「日本語教育の参照枠」は，年齢を問わない全ての外国人が対象であると認識した。しかし，児童生徒等を含む全ての外国人に対して当てはめることに対しては疑問を感じる。
- 日本語教育推進法で言及されている海外の学習者及び日本語学習を必要とする日本国籍の児童生徒が対象から外されることになるのではないか。これらの人々を対象から外すのであれば，理由が示されるべきではないか。

4. 一次報告（案）の検討範囲

- 「「標準的なカリキュラム案」,「J F 日本語教育スタンダード」を参考に（中略）能力記述文を作成する」とあるが，骨子の⑦-⑪がC E F Rの内容のほぼ転用になっているのはなぜか。

Ⅱ「日本語教育の参照枠」について

1. 構成

- 「期待される効果」に以下の四つの対象（日本語学習者，教育機関，試験機関，社会）が示されているが，試験機関が大きく取り上げられている理由は何か。また，四つ目の「社会」は分かりにくい。「行政機関」が入っていない理由も知りたい。「社会」に書かれていることを実現するためには，行政の積極的な関与が必要なのではないか。
- 図1「「日本語教育の参照枠」構成図」について，「領域別の能力記述文(Can-do)」の例として「生活」「就労」「留学」など，国語分科会報告「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」改定版で示したような分野の枠組みとなっている。CEFRで示された「領域(domain)」との混乱を避けるために，「領域別」ではなく「分野別」等の用語を使用したほうがよいのではないか。
- 「日本語教育の参照枠」では，二つの指標の次に位置するものとして，四種類（活動，方略，テキスト，能力）の能力記述文を示している」とあるが，CEFR 2018年版では，「テキスト Can-do」は「仲介(mediation)」に含まれ，「能力 Can-do」の「音素の把握」は全面的に書き換えられている。CEFR 2018年版ではなく今回 2001年版を参照することとした理由に触れるべきではないか。
- 「これら三つの概念の基礎となる考え方としてCEFRは，行動中心アプローチを示している」(p.8)は誤りではないか。行動中心アプローチは，複言語主義を教育実践に文脈化するための教育的志向であり，基礎となるのは複言語主義（理念）である。よって，「これら三つの概念を基盤として，CEFRは行動中心アプローチを提唱している」と修正すべきではないか。
- 能力記述文はそれぞれの学習者や教育現場に合わせてカスタマイズされるべきであるというCEFRの理念が伝わりにくい。能力記述文が絶対的な評価表のように用いられる恐れがあるのではないか。
- CEFRは複言語・複文化主義を採っているが，「日本語教育の参照枠」は「日本語を学ぶ・学んでもらう」ためのものであるようで，複文化主義には言及されていない。「日本語教育の参照枠」の目的が非母語話者に日本語を学んでもらうことであっても，日本語母語話者が複数の言語を使い複数

の文化を理解する必要性にも触れると、より有益なのではないか。

2. 日本語能力観と六つのレベル, 全体的な尺度, 言語活動別の熟達度

- 言語活動別の熟達度が示されることで、日本語学習者をとりまく人々が日本語の習得状況を客観的に把握し、日本語学習のための時間や費用及び学習者の現状に一層の理解を示せるようになる可能性があるように感じた。
- C E F R 2018 年版では Pre A1 から Above C2 までの 11 レベルある。6 レベルのほうが分かりやすいが、学習の上で Pre A1 レベルはあったほうがいいのではないか。
- 言語活動別の熟達度や能力記述文の中には、ICT ツールを使用した言語活動に対する言及がほとんどない。今後、現在の生活様式とそれに伴う日本語の言語行動に沿った Can-do の作成について検討してほしい。
- 「標準語」という言い方はいかななものか。「共通語」あるいは、「日本語教育の参照枠」一次報告案の中で使用されている語彙を組み合わせ「公式の話し方」等と言うべきではないか。

3. CEFR 活動 Can-do 一覧, CEFR 方略 Can-do・テキスト Can-do 一覧, CEFR 能力 Can-do 一覧

- Can-do の中に、ディスコース、テキスト、コンテクスト、コノテーションなど、専門的用語が散見されるが、一般の人には分かりにくい。
- 正書法に関する能力記述文の表は、日本語においては意味をなさないのではないか。C E F R の翻訳そのままの提示は避けるべきではないか。
- p. 50 及び p. 53「音声能力」は Phonology の訳語としては意味が不明瞭で、そのままの日本語として意味を成さない。「音調力」あるいは「音韻力」等が適切ではないか。また、C E F R 2018 年版の音韻論的拡張について、その段階性も含めて言及されないのは不備と言わざるを得ない。
- 能力記述文が細かくあることは、分かりやすく大変ありがたい。ただし、日本語の場合、漢字があるため、このままの記述文だけでは分かりにくいところがある。

4. 漢字の扱いについて

- 「学習目標は個別の漢字や熟語ではなく、『住所を漢字で書く』という言語活動のような形で学習目標設定を行う」という方針に賛成する。
- 漢字学習にも ICT ツールの利用を視野に入れた Can-do を作成すべき。また、漢字に関する方略 Can-do を定めることが重要ではないか。
- 「対象別の漢字に関する能力記述文を作成するには、対象グループの言語活動調査を行い、各分野で必要になる漢字の抽出を行った上で、漢字 Can-do を作成することが適当ではないか。」について、調査を実施し、完遂するまでの必要時間・労力を考えると、本当に必要か。現行の日本社会の慣例となっているのだから、常用漢字表を使えば良いのではないか。
- 漢字については、学習者の学習目的によって必要になる語彙が変わってくる。よって特定の熟語数を定めることはあまり意味がないのではないか。

5. 令和2年度以降の検討課題

- ランゲージ・ポートフォリオ (LP) について、62 ページで「今後検討」としているが、LP の必要性については、7 ページの段階で明言すべきである。
- ランゲージポートフォリオの開発が今後の課題にあげられているが、e-ポートフォリオ (オンライン) の開発を希望する。様々な使用者を想定し、できるだけ多くの人簡単にアクセスでき、複雑な操作が必要ないスマートフォンのアプリなどの開発を求めたい。
- 「6) 各レベルの文法・語彙のリストの収集」は、C E F R と矛盾しないか。C E F R は文法・語彙 (及びその発音を含んだ) 言語知識によって能力を測ることから脱却するではないか。ただし、文法は言語構造の複雑さとの相関もあり、使える言語構造の複雑さの度合いを測るという観点の限りに於いては、「各レベルの文法のリスト」という指標も参照程度に可能であろう。

Ⅲ 参考資料について

- 83 ページに「(C E F Rの項目について)記述が抽象的であることから、実際の授業や評価への関連付けが難しいという課題」と書かれているが、「日本語教育の参照枠」は抽象的なものに留まるべきである。「標準」ではなく「参照枠」であることの意味を明確に示してほしい。

その他の意見

- C E F Rには掲げられている「市民」という言葉が排除されている。学習者が社会的存在となるために社会参加することを目標とし、それに向けて環境を整えることが重要である。
- ヨーロッパでは当てはまるものが日本では当てはまらないものも多くあるため、それを見極め、日本社会で生きる者として、日本人・外国人問わずどのような教育、どのような社会の在り方が必要かを慎重に考えていくべきではないか。
- 「日本語教育の参照枠」の理念には賛同するが、法務省告示日本語教育機関の告示基準に示された抹消基準に関連して示されている、複数の日本語の試験がこの参照枠の理念に合っているものであるとは思えない。本理念に基づく試験が示されないと、日本語教育の現場は学習者に適した教育を提供することができないだろう。本参照枠の理念に基づく日本語能力を測る試験が一日も早く示されることを期待している。
- 日本語能力評価と言えば、すなわち(=)日本語能力試験(J L P T)というような認識が既に広がっていることから、「日本語教育の参照枠」で理念や枠組みが示されても、社会が既存の試験の基準やレベル判定を求める限り、日本語教育が根本的に変わることは難しいのではないか。
- 「日本語教育の参照枠」で示された5つの言語活動のうち、書く能力を試す文章問題や、話す能力を試す面接などを既存の日本語能力の試験にもっと取り入れていくようになればよいと思う。
- 日本人に外国人の日本語レベルを周知するだけでなく、日本人側が外国人の日本語のレベルに合った対応が取れるように配慮することも必要であろう。「やさしい日本語」を使用するなどの歩み寄りが必要と考えられる。日本人側に多文化共生に対する教育や、日本語で外国人とコミュニケーションを取る方法を知ってもらうことも同時に大切ではないか。

以上